

## 大泉町空家等対策の推進に関する条例（案）

### （目的）

第1条 この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）に定めるもののほか、町の空家等対策の推進に関し必要な事項を定めることにより、地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その良好な生活環境の保全を図り、もって安全で安心な地域社会の実現に寄与することを目的とする。

### （定義）

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

### （町の責務）

第3条 町は、空家等の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）による空家等の適切な管理及び有効活用に必要な施策を総合的かつ計画的に実施しなければならない。

2 町は、前項に規定する施策の実施に当たっては、所有者等及び町民の協力を得て行わなければならない。

### （空家等の所有者等の責務）

第4条 所有者等は、その所有し、又は管理する空家等が周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう、適切な管理に努めなければならない。

### （町民の役割）

第5条 町民は、空家等があると認めるときは、町にその情報を提供するように努めるものとする。

### （空家等対策計画）

第6条 町は、空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、法第6条第1項に規定する空家等対策計画を定めなければならない。

2 法で定めるもののほか、空家等対策計画の策定等に関し必要な事項は、町長が別に定める。

### （協議会）

第7条 町は、法第7条第1項の規定に基づき、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うため、大泉町空家等対策協議会（以下「協議会」と

いう。)を設置する。

2 協議会は、委員10人以内で組織する。

3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(空家等に関するデータベースの整備等)

第8条 町は、空家等(建築物を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理するもの(周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう適切に管理されているものに限る。))を除く。以下第10条までにおいて同じ。)に関するデータベースの整備その他空家等に関する正確な情報を把握するために必要な措置を講じなければならない。

(所有者等による空家等の適切な管理の促進等)

第9条 町は、法第12条の規定に基づき、所有者等による空家等の適切な管理を促進するため、これらの者に対し、情報の提供、助言その他必要な援助を行わなければならない。

2 町長は、特定空家等となるおそれのある空家等の所有者等に対し、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう助言又は指導をすることができる。

(空家等及び空家等の跡地の活用等)

第10条 町は、空家等及び空家等の跡地(土地を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理するものを除く。)に関する情報の提供その他これらの活用のために必要な対策を講じなければならない。

(緊急措置)

第11条 町長は、空家等が人の生命、身体又は財産に重大な損害を及ぼす等の危険な状態が切迫していると認められる場合において、当該空家等の所有者等に当該危険な状態を回避するための措置を講じさせる時間的余裕がないと認めるときは、当該危険な状態を回避するために、必要な最小限度の措置を所有者等に代わって講じることができる。

2 町長は、前項の措置を講じるときは、必要に応じ、協議会に意見を聴くことが

できる。

3 町長は、第1項の措置を講じたときは、当該所有者等から当該措置に要した費用を徴収することができる。

4 町長は、第1項の措置を講じたときは、当該措置の内容を当該空家等の所有者等に通知するものとする。ただし、当該空家等の所有者等を確認することができないとき又は当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

#### 附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成 年 月 日から施行する。

(準備行為)

第2条 この条例の施行の日前においても、この条例の実施のために必要な準備行為をすることができる。

(大泉町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第3条 大泉町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和50年大泉町条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表中

国民保護協議会委員	日額	8,600円	〃	を
-----------	----	--------	---	---

国民保護協議会委員	日額	8,600円	〃	に
空家等対策協議会委員	日額	8,600円	〃	

改める。